

第 28 回理事会議案書等

公益財団法人

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

第 28 回理事会

【議 案】

- 第 1 号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について
- 第 2 号議案 旅費規程の一部改正について
- 第 3 号議案 資金及び資産の管理運用に関する規程の一部改正について
- 第 4 号議案 特定費用準備資金の上限額の変更について
- 第 5 号議案 評議員会の開催について

【報告事項】

- 報告事項 1 大会コアグラフィックスの制作について
- 報告事項 2 式典委員会の設置について
- 報告事項 3 開会式、閉会式の企画制作等について
- 報告事項 4 入賞メダルのデザインの制作について

議案

第1号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について

職員の給与に関する規程の一部を以下のとおり改正する。

【職員の給与に関する規程】

改正後	改正前
<p>(日割計算)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2～4 <省略></p> <p>5 職員の給料を日割計算して支給するときは、その者の扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職手当は、給料の日割計算の方法に準じた方法により日割計算して支給する。</p>	<p>(日割計算)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2～4 <省略></p> <p>5 職員の給料を日割計算して支給するときは、その者の扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当及び管理職手当は、給料の日割計算の方法に準じた方法により日割計算して支給する。</p>
<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 <省略></p> <p>2～4 <省略></p> <p>5 通勤手当を支給される職員につき、退職その他別に定める事由が生じた場合には、第6条第5項の規定にかかわらず、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。</p> <p>6・7 <省略></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 <省略></p> <p>2～4 <省略></p> <p>5 通勤手当を支給される職員につき、退職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。</p> <p>6・7 <省略></p>
<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第33条 <省略></p>	<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第33条 <省略></p>

2 <省略>

3 第9条、第10条、第12条、第13条、第20条、第21条及び第26条の規定は、専門職職員には適用しない。

4・5 <省略>

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第33条第3項の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

2 この規程（公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。））による改正後の給与規程第6条第5項及び第16条第5項の規定は令和5年10月1日から適用する。

(給与の内払)

3 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

2 <省略>

3 第9条、第10条、第12条、第13条、**第15条**、第20条、第21条及び第26条の規定は、専門職職員には適用しない。

4・5 <省略>

第2号議案 旅費規程の一部改正について

旅費規程の一部を以下のとおり改正する。

【旅費規程】

改正後	改正前
<p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当</u>、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とする。</p> <p>2～5 <省略></p> <p><u>6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>9 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。</u></p> <p>10・11 <省略></p> <p><u>第8条の2 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いとき</u></p>	<p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費、<u>日当</u>及び死亡手当とする。</p> <p>2～5 <省略></p> <p><u>6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>8 旅行雑費は、実費額により支給する。</u></p> <p><u>9 日当は、外国旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。</u></p> <p>10・11 <省略></p> <p><u>(新設)</u></p>

は、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

(日当)

第 13 条の 2 日当の額は、別表第 1 の定額による。

(在勤地内等旅行の旅費)

第 16 条 会長は在勤地市町村（東京都にあつては区の存する区域）内又はその附近地の出張については定額の範囲内においてその旅費額を定めることができる。

第 16 条の 2 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、これを支給しない。

別表第 1 内国旅行の旅費(第 13 条の 2、第 14 条、第 15 条関係)

日当、宿泊料及び食卓料

区分	<u>日当</u> <u>(一日につき)</u>	宿泊料 (一夜につき)	食卓料 (一夜につき)
職員	<u>1,200</u> 円	12,000 円	<u>2,400</u> 円

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(新設)

(旅行雑費)

第 16 条 旅行雑費は、支給しない。

(新設)

別表第 1 内国旅行の旅費(第 14 条、第 15 条関係)

宿泊料及び食卓料

区分	宿泊料 (一夜につき)	食卓料 (一夜につき)
職員	12,000 円	<u>2,600</u> 円

第3号議案 資金及び資産の管理運用に関する規程の一部改正について

資金及び資産の管理運用に関する規程の一部を以下のとおり改正する。

【資金及び資産の管理運用に関する規程】

改正後	改正前
<p>(運用期間)</p> <p>第4条 資金の運用期間は原則として次の<u>とおり</u>とする。</p> <p>(1)・(2) <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、金利状況等により資金の運用期間を変更することができる。</p>	<p>(運用期間)</p> <p>第4条 資金の運用期間は原則として次の<u>通り</u>とする。</p> <p>(1)・(2) <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、長期運用資金であっても金利状況等によっては短期の運用を行うことができる。</p>
<p>(運用に係る責任)</p> <p>第8条 会計処理規程第5条に規定する出納員は、事務総長の命を受け、法令や規程、第6条に定める方針を遵守し、忠実にその業務を執行する義務と責任を負う。</p> <p>2 出納員は、資金の運用対象を前条各号に掲げるもの以外のものにしようとするときは、事務総長の承認を得るものとする。</p> <p>3 <省略></p>	<p>(運用に係る責任)</p> <p>第8条 会計処理規程第5条に規定する出納員は、会長の命を受け、法令や規程、前条の方針を遵守し、忠実にその業務を執行する義務と責任を負う。</p> <p>2 出納員は、資金の運用対象を前条1項に定める以外のものにしようとするときは、会長の承認を得るものとする。</p> <p>3 <省略></p>
<p>附 則</p> <p>この規程は、令和6年3月1日から施行する。</p>	

第4号議案 特定費用準備資金の上限額の変更について

特定費用準備資金「アジア・アジアパラ競技大会積立資金」について、以下のとおり、内容を変更する。

積立限度額	18,000,000,000 円
積立限度額の算定根拠	東京 2020 大会を参考に、2026 年度に本組織委員会が必要とする額を想定。

第5号議案 評議員会の開催について

第20回評議員会を、以下の開催方法及び議題により開催する。

(1) 開催方法

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第22条第1項の規定（決議の省略等）に基づき、書面により評議員会を執り行う。

(2) 議 題

第1号議案 理事の選任について

以下の者を理事として選任する。

(新任者)

氏 名	所 属 名
伊藤 清一郎	愛知県市議会議長会会長（知多市議会議長）

(参考：前任者)

氏 名	所 属 名
鷹羽 琴美	愛知県市議会議長会会長（大府市議会議長）

第2号議案 役員等旅費規程の一部改正について

役員等旅費規程の一部を、以下のように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当</u>、宿泊料、食卓料 <u>及び旅行雑費</u>とする。</p> <p>2～5 <省略></p> <p><u>6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。</u></p>	<p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費、<u>及び日当</u>とする。</p> <p>2～5 <省略></p> <p><u>6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。</u></p>

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

9 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

第7条の2 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者（第4条第1項第1号に規定する旅行命令により旅行を行う者に限る。）が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

（鉄道賃）

第9条 <省略>

(1)・(2) <省略>

(3) 役員等が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には **前2号**のほか、特別車両料金

(4) <省略>

7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

8 旅行雑費は、実費額により支給する。

9 日当は、外国旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

（新設）

（鉄道賃）

第9条 <省略>

(1)・(2) <省略>

(3) 役員等が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には **全2号**のほか、特別車両料金

(4) <省略>

2 <省略>

(日当)

第 12 条の 2 日当の額は、別表第 1 の定額による。

(在勤地内等旅行の旅費)

第 15 条 在勤地市町村内又はその附近地の出張の旅費については、旅費規程第 16 条に準じて支給する。

第 15 条の 2 旅費規程第 16 条の 2 の規定は、在勤地以外の同一地域内における旅行の旅費について準用する。

別表第 1 内国旅行の旅費（第 12 条の 2、第 13 条、第 14 条関係）

日当、宿泊料及び食卓料

区分	<u>日当 (一日につき)</u>	宿泊料 (一夜につき)	食卓料 (一夜につき)
会長等	<u>1,700</u> 円	16,500 円	<u>3,300</u> 円
上記以外の役員等	<u>1,500</u> 円	<u>14,800</u> 円	3,000 円

別表第 2 外国旅行の旅費（第

2 <省略>

(新設)

(旅行雑費)

第 15 条 旅行雑費は、支給しない。

(新設)

別表第 1 内国旅行の旅費（第 13 条、第 14 条関係）

宿泊料及び食卓料

区分	宿泊料 (一夜につき)	食卓料 (一夜につき)
会長等	16,500 円	<u>4,000</u> 円
上記以外の役員等	<u>13,100</u> 円	3,000 円

別表第 2 外国旅行の旅費（第

21 条関係)

日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当 (一日につき)			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
会長等	10,500 円	8,700 円	7,000 円	6,300 円
上記以外の役員等	<u>8,300</u> 円	<u>7,000</u> 円	<u>5,600</u> 円	<u>5,100</u> 円

宿泊料 (一夜につき)

指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
32,200 円	26,800 円	21,500 円	19,300 円
<u>25,700</u> 円	<u>21,500</u> 円	<u>17,200</u> 円	<u>15,500</u> 円

食卓料
(一夜につき)

8,600
円

7,700
円

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

21 条関係)

日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当 (一日につき)			
	指定都市	甲地域	乙地域	丙地域
会長等	10,500 円	8,700 円	7,000 円	6,300 円
上記以外の役員等	<u>7,200</u> 円	<u>6,200</u> 円	<u>5,000</u> 円	<u>4,500</u> 円

宿泊料 (一夜につき)

指定都市	甲地域	乙地域	丙地域
32,200 円	26,800 円	21,500 円	19,300 円
<u>22,500</u> 円	<u>18,800</u> 円	<u>15,100</u> 円	<u>13,500</u> 円

食卓料
(一夜につき)

8,600
円

6,700
円

報告事項

報告事項1 大会コアグラフィックスの制作について

第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下「アジア競技大会」という。）及び愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会（以下「アジアパラ競技大会」という。）の大会コアグラフィックス（※）について、以下の方針で制作する。

<制作方針>

- ・ 大会コアグラフィックスについては、既に決定しているアジア競技大会及びアジアパラ競技大会のエンブレム等との統一感のあるデザインとする。
- ・ デザインについて関係者の意見を十分に反映する機会を設け、制作における透明性、公正性を確保するため、有識者会議を設置する。有識者会議のメンバーは、デザインやプロモーションに関する専門家、アスリート、行政関係者等で構成する。
- ・ 有識者会議での検討・意見を反映し、アジア・オリンピック評議会、アジアパラリンピック委員会とも調整を図ったのち、最終的な決定は理事会の決議により行う。

【※大会コアグラフィックス】

- ・ 本大会の独自性や開催都市の文化を表現し、会場装飾（大会ルック）や都市装飾等のほか、スタッフ・ボランティアのユニフォーム、大会公式ライセンス商品等に広く展開していくための基本デザインとなるもの。



<会場装飾における展開例>



<ボランティアユニフォームにおける展開例>

報告事項2 式典委員会の設置について

第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会の式典について有識者等から意見を聴取し、準備・運営に活かしていくため、式典委員会を設置する。

(1) 構成

芸術分野、スポーツ・パラスポーツ界、経済界、行政関係等、幅広い分野で委員を構成する。

(2) 検討事項

開会式、閉会式など式典全般

(3) 設置時期

2024年3月

報告事項3 開会式、閉会式の演出の企画制作等について

第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会の開会式及び閉会式の演出の企画制作等について、以下のとおり進める。

(1) 企画について

○基本プランの策定

- ・2024年3月に、両大会のスローガンとコンセプトを基にした仕様により企画提案を実施し、開閉会式計画策定業務委託業者を決定する。
- ・同事業者とともに、開閉会式の基本的な方針等を定める基本プランの策定作業を進める。
- ・作成した基本プランの案は、式典委員会において意見を聴取し、必要な修正を行った上で理事会に報告する(2024年半ば頃を目途)。

○実施プランの策定

- ・基本プランに基づき、式典内容や準備・運営計画、事業費等を定める実施プランを作成する。
- ・作成した実施プランについては、式典委員会において意見を聴取し、必要な修正を行った上で理事会に報告する(2024年内を目途)。

(2) 演出の制作

- ・実施プランを踏まえ、開閉会式制作等業務を委託する事業者を企画競争で選定する。
- ・企画競争の中で、演出の制作全体を統括する者(総合統括)について提案を受ける。
- ・企画競争は、外部有識者を含めた選定委員会を設け、企画提案を評価する。
- ・選定委員会の評価を踏まえ、開閉会式制作等業務委託契約の締結及び総合統括の選任について、理事会に諮る(2024年度内を目途)。

報告事項4 入賞メダルのデザインの制作について

第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会の入賞メダルのデザインの制作について、以下のとおり進める。

(1) 入賞メダルのデザインの制作

- ・入賞メダルのデザインを公募する。
- ・工業デザイナー、アスリート等の有識者で構成されるメダルデザイン審査会(仮称)を設置して審査・選定を行う。
 - ▶ 審査・選定方法については、メダルデザイン審査会において検討し、決定する。
- ・メダルの基本仕様、デザイン等は、OCA、APCの承認を経て決定する。

(2) スケジュール

- ・メダルデザインの公募 : 2024年2月～3月
- ・メダルデザイン審査会の設置 : 2024年3月
- ・要件審査及び一次審査 : 2024年2月～4月
- ・商標調査 : 2024年4月
- ・二次審査 : 2024年5月
- ・メダルデザイン案の決定 : 2024年7月
- ・OCA・APCの承認
- ・メダルデザインの公表